



袖 環 第 1 0 0 3 号
平成 2 7 年 7 月 1 0 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

袖ヶ浦市長 出口 清



(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画 計画段階
環境配慮書に対する市長意見について (回答)

本市の環境行政につきましては、日頃からご指導ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、平成 2 7 年 6 月 1 6 日付け、環第 2 1 6 号で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

当該事業は、袖ヶ浦市中袖に石炭を燃料とする合計出力 2 0 0 万 kW の火力発電所を新たに建設する計画となっている。今回提出された計画段階環境配慮書では、現行の各種基準と照査し、重大な影響は回避・低減されると評価されているが、当該施設は大規模工場が多く存在する石油コンビナート地域に設置され、規模も大きく、最新のコンバインドサイクル天然ガス火力発電に比べ、ばい煙等の排出量が多いことから、より慎重に検討がなされるべきである。

提出された計画段階環境配慮書では、大気環境について、環境汚染物質の着地濃度が極めて小さく影響は少ないとしているが、現在市内の大気環境においては、光化学オキシダントや微小粒子状物質については環境基準を達成しておらず、多量のばい煙等の排出により、これら大気汚染物質生成への寄与が危惧される。また、有害大気汚染物質である水銀等による健康影響、さらには多量の二酸化炭素排出による地球温暖化への影響も懸念されるなど、一層の配慮が必要である。

また、温排水については、すでに閉鎖性水域である東京湾へ多量に排出されていることから、新たな施設の稼働により、水生生物の生育環境のみならず水質や生態系への影響も懸念されるところである。

そこで、当該事業者が今後行う環境影響評価においては、次の点について慎重かつ十分に検討されるよう強く要望する。

- 1 ばい煙について、燃料の燃焼からばい煙処理・排出に至る計画を具体的に明示すること。また、微小粒子状物質への影響を考慮し、更に高効率の発電技術等の導入についても検討することとし、可能な限りばい煙量の削減を図ること。
- 2 使用する石炭の性状を明らかにし、石炭燃焼に伴い排出が想定され、環境への影響が懸念される水銀をはじめとする未規制有害物質についても、排出諸元を明示するとともに、環境影響を適切に評価し、必要に応じ削減対策を講じること。
- 3 石炭粉じんについて、屋内貯炭までに至る経路を明確にし、その際の飛散防止対策及び強風時の飛散の可能性について予測、評価すること。
また、一部利用する既存の屋外貯炭場についても、現状の調査及び評価をすること。
- 4 温排水について、取放水口の位置や形状、海底地形、潮流等、具体的な諸元を明示し、慎重に調査、予測を行い、拡散範囲を平面図及び立面図で示す等、結果をわかりやすく示し評価すること。
- 5 騒音について、建設予定地から住宅地まで最短で約1 kmであることから、騒音の発生する機器については屋内設置を基本とし、住宅地側には極力設置しないよう計画することとし、また、導入する機器は、より低騒音のものを優先的に選択すること。
- 6 ばい煙や温排水に加え、地球温暖化の原因となる二酸化炭素についても、環境影響のさらなる低減を図るため、最新の技術や新たに得られる知見について、随時検討評価の対象とし、石炭火力発電所における先進的な役割を果たすよう努めること。
また、二酸化炭素の減少に寄与するよう、敷地内には緑地を十分に確保するよう計画すること。